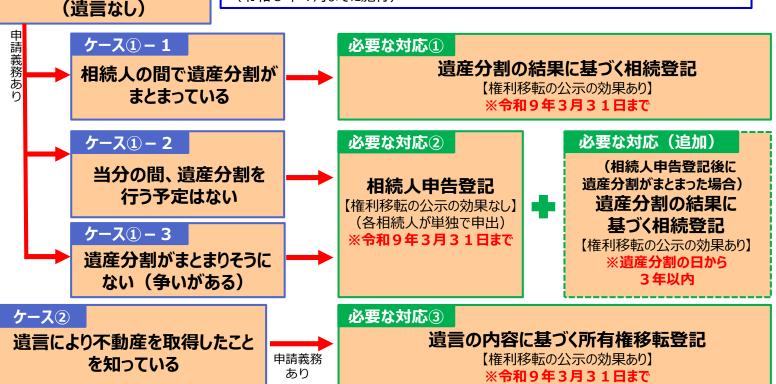
別紙

ケース①

不動産を相続したことを 知っている (遺言なし) 相続した不動産の有無や、相続した不動産がどれだけあるか分からない場合、**所有不動産記録証明書**により把握することが可能(令和8年4月までに施行)



※民法改正により、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分により行うこととされた。

(注)このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものである。

相続登記の申請義務化に伴う必要な対応(令和6年4月1日以降に相続開始)

ケース①

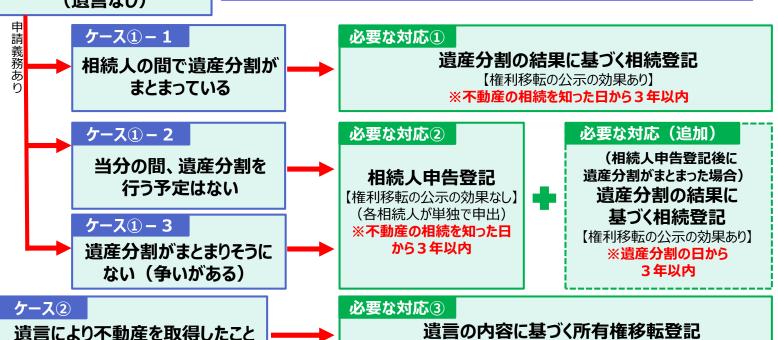
不動産を相続したことを 知っている (遺言なし)

を知っている

相続した不動産の有無や、相続した不動産がどれだけあるか分からない場合、**所有不動産記録証明書**により把握することが可能(令和8年4月までに施行)

【権利移転の公示の効果あり】

※遺言により不動産を取得したことを知った日から3年以内



※民法改正により、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分により行うこととされた。

(注)このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものである。

申請義務

あり